

秋田くまげらインターネット協議会会員規程

(会員の責務)

- 第1条 会員は、秋田くまげらインターネット協議会(以下「協議会」という。)が定める規程を遵守しなければならない。
- 2 会員は、協議会から付与された識別符号(以下「ID」という。)およびパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、賃貸などすることができない。
- 3 会員は、IDおよびパスワードの管理、使用につき責任を持つものとし、自己の責任においてその利用に係わる一切の債務を支払うものとする。

(入会手続)

- 第2条 協議会に入会しようとする者は、入会申請書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 2 協議会は、入会を承認したときはID発行証を会員に送付するものとする。

(変更届)

- 第3条 会員は、入会時の届け出内容に変更があったときは、速やかに変更の届出を協議会に対し行わなければならない。
- 2 会員は、特別の事情のない限り、登録された氏名の変更を行うことができない。

(退会手続)

- 第4条 会員が退会する場合は、退会しようとする日の1か月前までに退会届出書を提出しなければならない。
- 2 協議会は、退会を認めるときは、遅滞なくその旨を会員に通知するものとする。

(雑則)

- 第5条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 本規程は、1997年3月3日から施行する。

秋田くまげらインターネット協議会 ネットワーク・オペレーティング・センター規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、秋田くまげらインターネット協議会(以下「協議会」という。)が管理運用するネットワーク・オペレーティング・センター(以下「NOC」という。)の運用および利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 第2条 NOCに接続できる者およびNOCを利用できる者(以下「ユーザ」という。)は、協議会会員として会費を納入している者に限られる。
- 2 協議会は、接続に支障があると判断したときは接続を許可しないことがある。

(サービス種目)

- 第3条 協議会は、ユーザに対し、次のサービスを提供する。
- (1)NOC接続サービス
NOCのサーバに接続するサービス
- (2)付帯サービス
前号のサービスに付帯するサービス
- (3)情報提供サービス
協議会が作成または収集した情報をサーバを使用して提供するサービス
- (4)ディレクトリ・レンタル・サービス
WWWサーバの記憶領域の一部を賃貸し、情報発信を支援するサービス

(接続要件)

- 第4条 ユーザは、協議会が指定する接続のための要件を満たさなければならない。
- 2 接続のための設備および通信料等はユーザが負担しなければならない。
- 3 ユーザは、NOCのサービスに支障を与えないよう、接続設備の正常な稼働を維持しなければならない。

(ディレクトリ・レンタル・サービスの要件)

- 第5条 サーバに格納するデータの作成は、サービスを利用するユーザがこれを行う。
- 2 作成したデータは、ユーザが自らネットワークを使用してサーバに転送しなければならない。ただし、特別な事情のあるときは他の方法によることができる。

(利用料)

- 第6条 NOCのサービス利用料は、次のとおりとする。

(1)NOC接続サービス

個人会員

種 別	月額利用料
ダイヤルアップ・フレッツISDN・ADSL	9 8 0 円
フレッツADSL24M以上	1, 2 0 0 円
フレッツ光ライト・ネクスト、Bフレッツ	1, 5 0 0 円
Bフレッツベーシック	3, 0 0 0 円
CNA光ネットライン	1, 0 0 0 円

法人会員

種 別	月額利用料
ダイヤルアップ・フレッツISDN・ADSL	1, 9 6 0 円
フレッツADSL24M以上	2, 4 0 0 円
フレッツ光ライト・ネクスト、Bフレッツ	3, 0 0 0 円
Bフレッツベーシック	3, 0 0 0 円
CNA光ネットライン	2, 0 0 0 円

賛助会員 運営委員会で定める

- 固定 IP 8個8,000円/月、16個16,000円/月
専用線 初期費用50,000円、利用料30,000円/月
- (2)電子メール・アカウント設定
- 個人会員 1個まで無料(追加は2個まで、設定料無料)
法人会員 2個まで無料(追加無制限、設定料1個1,000円)

賛助会員 運営委員会で定める

- メール会員 300円/月
(3)ディレクトリ・レンタル・サービス
300MBまで無料
300MB超500MBまで100MBごとに1,500円/月
(4)レンタルサーバ
初期費用10,000円、利用料3,000円/月
(メールアカウント20個・ディスク容量100MB)
(5)その他のサービス
プロジェクタ・スクリーンの貸出3,000円/2日

(利用料の改定)

- 第7条 協議会は、必要と認めるときは、前条の利用料を改定することができる。
- 2 協議会は、利用料を改定するときは事前に会員に通知しなければならない。

(会費の支払い)

- 第8条 協議会は、ユーザに対し第6条に規定する利用料金の総額(以下「会費」という。)を請求する。
- 2 会費の請求を受けたユーザは、その全額を協議会が指定する口座に一括して支払わなければならない。
- 3 支払いに要する手数料等の経費は、ユーザの負担とする。
- 4 ユーザは、月の途中から利用を開始する場合であっても、会費の全額を支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、月の途中で退会する場合についてもこれを準用する。
- 6 協議会は、会費の納入につき第1項から第3項までに規定する方法以外の方法を指定することができる。

(禁止行為)

- 第9条 NOCにおいては、次に掲げる行為を禁止する。
- (1)協議会が定める規約に反する行為
(2)公序良俗に反する行為
(3)通信を妨害する行為
(4)著作権を侵害する行為
(5)他者を誹謗中傷する行為または他者に不利益を与える行為
(6)相互接続するネットワークの規約に反する行為
(7)協議会に不利益を与える行為

(他のネットワークとの通信)

- 第10条 協議会およびユーザは、NOCと相互接続する他のネットワークとの通信に関しては、そのネットワークの利用規約を遵守しなければならない。

(利用の停止)

- 第11条 協議会は、ユーザが次のいずれかに該当すると判断した場合は、NOCへの接続または利用を停止または解除できる。
- (1)会費を支払わず、催告に応じない者
(2)本規程に違反する者
- 2 協議会は、本規程に違反しているユーザの接続につき緊急を要すると認めた場合は、ユーザに通知することなくただちにその接続を解除することができる。

(運用)

- 第12条 協議会は、ユーザの通信内容には関与しない。また、通信の秘密は、これを侵さないものとする。
- 2 協議会は、NOCの運用において知り得たユーザの秘密を漏らしてはならない。
- 3 協議会は、NOCのサービスが安定して提供されるよう努めなければならない。
- 4 協議会は、非常事態が発生または発生するおそれがあるとき、または公共の利益を優先するためにNOCの利用を制限することができる。
- 5 協議会は、NOCが提供するサービスおよびその情報の質を保証しない。
- 6 協議会は、電気通信設備等の保守または工事のため、NOCのサービスを停止することができる。
- 7 協議会は、電気通信設備等の障害等やむを得ない場合、予告なくNOCのサービスを停止することができる。
- 8 協議会は、会員が以下のNOCの利用において各個別サービス契約毎の統計的平均的な利用を大幅に超えた利用を行い、NOCの運用及び制度の維持に支障を来たと判断した場合は、当該会員に対し事前に対処を依頼した上で、利用状況が改善しない場合は、30日以上事前の通知を出すことにより個別サービス契約を解除できる。
- (1)メール及びメール系付加サービスにおいて、通常の利用を超えた大量のメール送受信が継続的に行われた場合
(2)プライベートホームページサービスにおいて、通常の利用を超えたアクセスが継続的に発生する場合
(3)高速回線を利用されている場合に会員宅内に多数の端末や大量のアクセスのあるサーバを設置するなどして、通常の利用を超えた大量の通信量(トラフィック)が継続的に発生する場合
(4)その他、他の会員の統計的な平均利用方法と比較して大幅に上回る利用が継続して発生する場合

(責任)

- 第13条 NOCを利用して行う通信は、すべてユーザの責任において行われなければならない。

(雑則)

- 第14条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 本規程は、1997年3月3日から施行する。